

令和4年度第9回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第9回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年1月26日(木) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場大会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
議案第2号	農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可(公告)について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

事務局

それでは、会長より挨拶をお願いします。

会長

時間になりましたので始めます。強烈な寒波により厳しい寒さの中、お集まりいただき有り難うございます。本日は、令和5年になり最初の総会を開きますので今年もよろしくをお願いします。

近年、厳しさが極端な冬となっております。コロナも三年が経過し、未だに終息しておりません。ウクライナ情勢の影響もあり、国内も生活費も値上がり高騰しております。日本は食料を輸入に頼っているわけですが、食料は殆どが農地からできており、その農地を耕すのは農業従事者であります。現状の農地は、遊休農地や耕作放棄地

が増えてきており減少しております。農業従事者も高齢化で減ってきており、難しいことも増えてくるかと思えます。来年から「地域計画」というのが農林水産省より義務化されるそうです。川本町も変えていかなければと思えますが、農業委員会からも色々アドバイスをいただけたらと思うところがございます。

それでは令和4年度第9回川本町農業委員会総会を開催します。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いいたします。

事務局 本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長 議事録署名委員の指名ですが2番釜田委員、5番浅原委員さんよろしいでしょうか。

2.5番委員 はい。

会長 本日の議事日程ですが、議案2件、報告事項3件を審議したいと思います。それでは議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の承認について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明します。資料2頁をご覧ください。令和5年1月18日付けで、令和4年度農用地利用集積計画第4号（案）の承認申請が提出されました。

資料4頁をご覧ください。利用権の設定をおこなう方は■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■の■■■■さんです。利用権を設定する土地は、大字■■■■、地目は田、総面積■■■■㎡です。新規設定で、期間は令和5年2月1日から令和6年1月31日の1年間です。

資料7頁をご覧ください。場所は、■■■■を少し■■■■方面に行った川向こうの農地です。現地確認は、資料6頁にあるように■■■■会長と■■■■委員と一緒に調査を行っております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長 現地の方は、私と■■■■委員さんと1月23日（月）に現地調査へ行ってきました。農地は大変きれいに耕作をされておられます。今回新規で申請をされておられますが、今まで手続きをせず耕作をされていたようで牧草をされておられます。■■■■さんは■■■■で水稻・畜産で繁殖和牛をされており、■■■■さんは新規就農者で認定された方です。設定期間は1年ですが、継続予定で一年毎に契約すると説明を受けました。

■■■■委員さん、何かございますか。

■■■■委員 特にございません。

会長 それでは書類確認をお願いします。

各自書類確認

でした。また以前の災害時で土砂が入り込んでおり、農地としては無理な状況でした。[]は、ヒノキが植えてあり山林化されて農地でない土地でした。[]は、左側は植栽がしてあり、右側は作業小屋が設置してありましたので、農地でないと判断いたしました。[]は[]の横で小屋の半分があるため、農地でない状況でした。

以上です。[]委員さん、何かございますか。

■ 番委員

会長のおっしゃるとおりです。[]以外は農地ではありません。小屋が設置してあったり、大きな木が植林してあったりと農地ではありません。

会長

それでは資料12頁について、現地調査報告します。先ほど事務局より説明があったように、[]地区から[]に向かう途中にあり、位置がはっきりと特定できなかったのは確かです。林道を上ったり戻ったりして、おそらくこの場所だろうと航空写真を元に判断をしました。山の斜面から河川がある中に少し平坦な場所が残っており、笹などが繁茂して場所が悪く耕作できる状況ではないです。航空写真でも分かるように[]林道沿いには農地らしき土地がなく、ほとんど原野というより山のかたちとなっております。よって、農地でない土地と判断しました。

証明願の「証明願を受けようとする事由の詳細」で、耕作放棄され原野化していると記載してありましたが、さらに詳しく記載いただけたらと思いました。現地の方は、災害等で土砂が崩れていたり、原野化でなく山林化しております。資料8頁にもいえることですが、耕作できる農地もあったり、山林化している農地もあったりとしているので実態を元に、詳しく記載し申請いただけたらと思ったところです。

以上です。それでは、書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。ご意見・ご質問等ございませんか。

■ 委員

この申請書の内容は以前、畑として農地だった土地が、[]さんが亡くなられ、荒れて農地でなくなったということを認めてください、ということですか。

事務局

そうですね。

■ 委員

農地か農地でないかは農業委員会でしか証明してあげられないですよ。

会長

この案件については、現地を見て農地でないかどうかを農業委員会で判断するわけです。登記の地目変更する場合、農業委員会の証明がないとできません。

他にございませんか。それでは、採決に移ります。議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、大字[]番につきましては、農地でない土地の証明が適当ではない、と判断します。他の5筆と資料12頁につきましては、農地でない土地の証明が適当である、と判断しますが、賛同される方は挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、資料8頁の大字■■■■番は、農地である土地だと判断し、他の5筆と資料12頁については、農地でない土地の証明を認めます。

続きまして報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてご報告します。資料1頁をご覧ください。今回は、2件の届出が提出されました。

1件目、申請者は■■■■在住の■■■■さんです。■■■■さんは(故)■■■■さんの子で今回、■■■■地区にあります農地、田4筆、畑6筆、合計10筆を相続されました。総面積は■■■■㎡となります。農地の場所は、資料17頁をご覧ください。■■■■から■■■■へ抜ける道があり、その通り沿いの農地です。

2件目、申請者は■■■■地区の■■■■さんです。■■■■さんは(故)■■■■さんの子で今回、■■■■地区にあります農地、田1筆、畑3筆、合計4筆を相続されました。総面積は■■■■㎡となります。農地の場所は、資料19頁をご覧ください。■■■■線沿いに3筆、そこから奥に入ったところに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会長 何かご質問等ございますか。私から確認ですが、■■■■さんは農地図だと荒れて農地ではないように見えますが、現地はどのような状況でしょうか。

事務局 農地パトロールで荒廃農地と判断した場合は、非農地証明のお願いをしているので、そのようなお願いをするしかないかと思います。

会長 ご自宅は空き家ですよ。

事務局 空き家です。

会長 ■■■■さんの農地は現在、どのようになっていますか。

事務局 ■■■■さんと■■■■さんが利用権設定で借りられ、えごまを栽培されています。

会長 他にございせんか。無いようでしたら報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、受理いたします。続きまして、報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について、ご説明

します。資料の20頁をご覧ください。今回、認可された計画は■■■■の■■■■さんの案件です。令和4年5月9日付け川産第49号で作成した計画が、令和5年1月6日付け島根県告示第28号の9により、認可された旨の公告がされました。

内容は、■■■■の■■■■さん借りていた農地を■■■■さんに変更した案件です。地目は田4筆、総面積は■■■■㎡となっています。今計画は、令和4年度第2回の総会で承認を受けて提出しております。農地の場所は、資料24頁をご覧ください。■■■■の■■■■さんのご自宅の周辺です。現地確認は前回、■■■■委員と■■■■委員さんと行っております。

以上で説明を終わります。

会長

報告第2号については、農地中間管理事業のしまね農業振興公社が農用地利用配分計画をされたものが県知事に認可されたという報告ですので、ご承知のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より申し上げます。

事務局

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご説明します。資料の25頁をご覧ください。農地中間管理機構を通じて利用権設定をおこなっていた案件が合意解約となっております。農地の所有者は■■■■県在住の■■■■さん、借り手は■■■■の■■■■さんです。農地の場所は、資料の29頁をご覧ください。■■■■の■■■■の方へ上がる道の途中に■■■■さんの自宅があり、その自宅前の農地です。地目は田、1筆、面積■■■■㎡となります。解約の理由は、所有者から自己管理としたいとの提案があり、■■■■さんも合意をされました。農地の引き渡しは、令和4年12月31日となっております。

以上で説明を終わります。

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。

■■■■番委員

自身で管理されるということですが、どのように管理されるつもりですか。

事務局

草刈り等は人材センターにお願いして荒れないようにすると聞いております。

会長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、しまね農業振興公社より通知がございましたので、ご承知のほどよろしくお願い申し上げます。

「その他」について、何かございますか。

事務局

「その他」

◇次回総会の開催日について

令和5年2月24日(金) 13:30～大会議室

会長

総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
